

肝炎総合対策について



がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

1. 概要	p.2
2. 肝疾患診療体制の整備	p.6
3. 重症化予防の推進	p.12
4. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	p.17
5. 肝炎医療コーディネーターについて	p.25
6. 国民に対する正しい知識の普及	p.27
7. 研究開発	p.31
8. 教育・啓発・人権の尊重	p.36

1. 概要

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・ 肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・ 肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・ 肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・ 基本的な方向
- ・ 肝炎予防
- ・ 肝炎検査
- ・ 肝炎医療体制
- ・ 人材育成
- ・ 調査研究
- ・ 医薬品研究
- ・ 啓発人権
- ・ その他重要事項

令和5年度 肝炎対策予算の概要

令和5年度予算額 170億円 (令和4年度予算額 173億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

86億円 (88億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (39億円)

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円 (5億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

② ○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

38億円 (38億円)

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,178億円 (1,176億円)

肝炎総合対策



ステップⅡ
「受診」

肝炎対策の推進



ステップⅢ
「受療」



ステップⅠ
「受検」

流れ

政策対応

事業内容

肝炎ウイルス検査未受診者

肝炎ウイルス検査の受検 **受検**

肝炎ウイルス陽性者

医療機関において
初回精密検査の受診 **受診**

経過観察者
抗ウイルス療法非適応者

抗ウイルス療法
適応者

医療機関において
定期検査の受診

- ・治療適応の早期判断
- ・肝がんの早期発見
- ・生活指導による病態改善

受療

抗ウイルス
療法
による治療

肝炎の重症化予防(肝がんリスク低減)

検査による早期発見

- 検査体制の整備
- 検査の実施,費用助成
- 個別勧奨の実施

陽性者の受診促進

- 受診勧奨
- 費用助成
(初回精密
・定期検査)

早期の治療介入

- 肝炎医療費助成
住民税課税年額 235,000円以上
2万円/月
住民税課税年額 235,000円未満
1万円/月

肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

- ・初回精密検査費用、定期検査費用の助成
- ・陽性者のフォローアップの実施

肝疾患治療の促進

- ・ウイルス性肝炎に係る医療の推進
- ・肝がん重度肝硬変治療研究促進事業

肝疾患診療連携体制の強化

- ・地域における肝疾患診療連携体制の強化
- ・肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

国民に対する正しい知識の普及

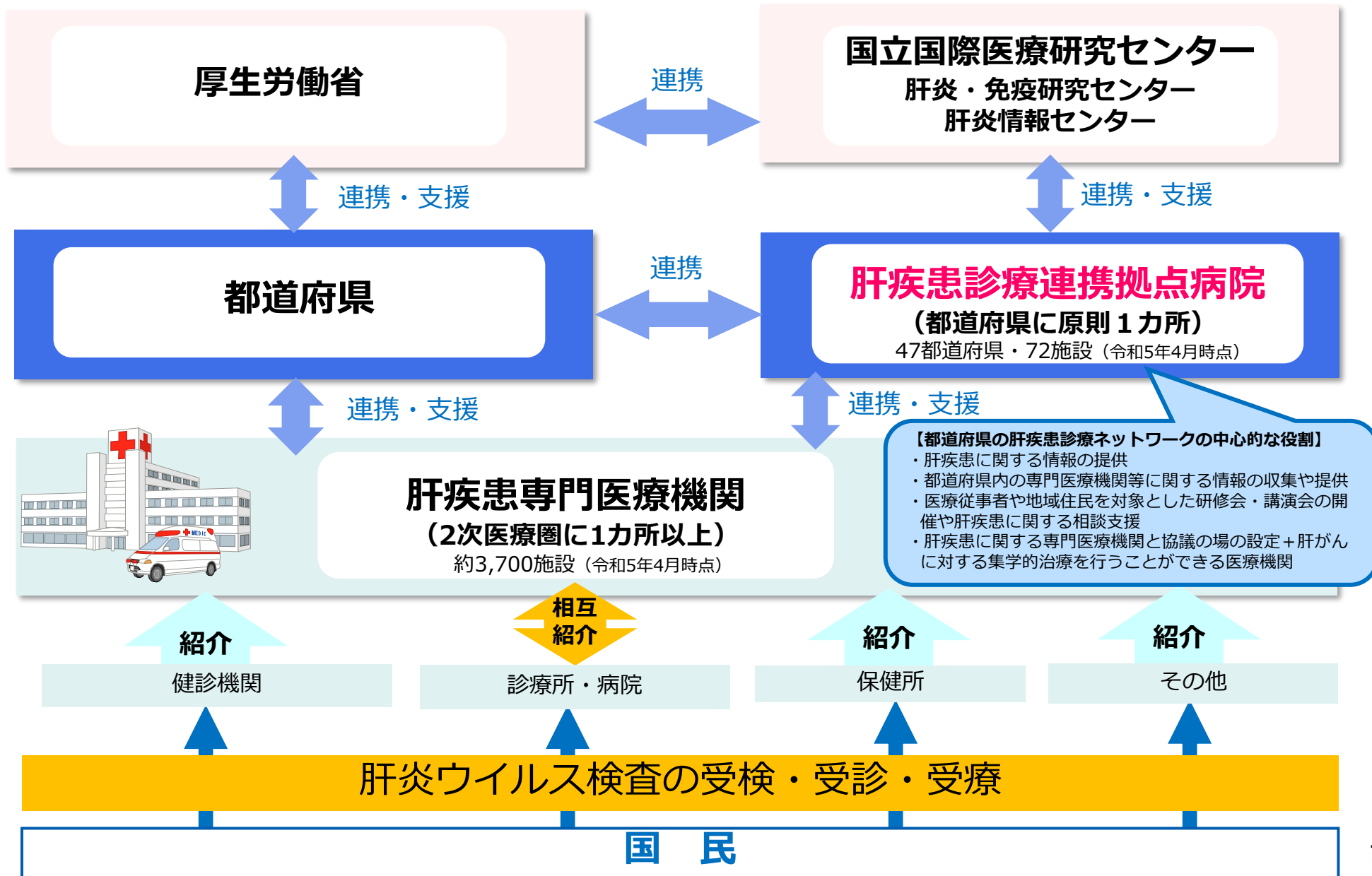
- ・肝炎総合対策推進国民運動

研究の推進

- ・肝炎に関する基礎・臨床・疫学研究の推進

2. 肝疾患診療体制の整備

肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



肝炎情報センター戦略的強化事業について

1 事業の目的

国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）が、支援機能の戦略的な強化に資するための事業を実施することで、都道府県の指定する肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」）及び肝疾患専門医療機関における地域連携体制の強化、並びに肝炎患者等に対する支援体制の強化を図り、もって地域における肝炎医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

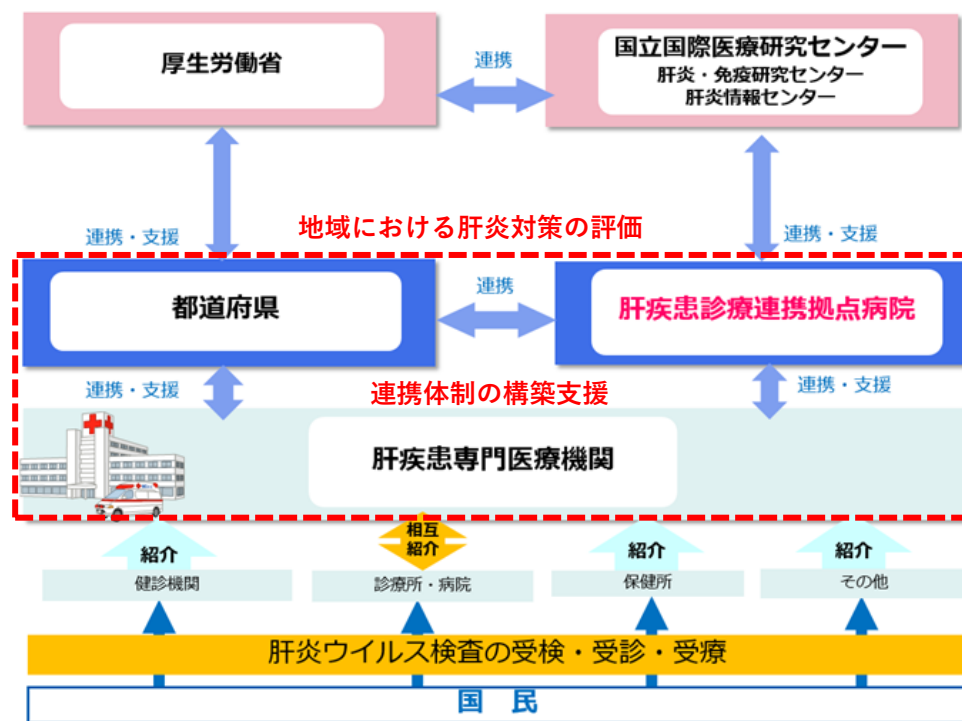
【主な事業】

- 肝炎対策地域ブロック戦略会議
- 情報発信力強化戦略会議
- 肝疾患患者相談支援システム事業
- 肝炎専門医療従事者の研修事業
- 一般医療従事者の研修事業
- 市民公開講座、肝臓病教室の開催
- 家族支援講座の開催

【追加】

○ 地域における肝炎対策の評価・連携体制構築支援事業

肝炎医療の均てん化を図るため、肝炎情報センターが、都道府県における肝炎対策の実施状況を把握し、指標を元にした評価を行うとともに、都道府県が肝疾患診療連携拠点病院や地域の医療機関等との連携体制を構築するための支援を行う。



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の選定状況（令和3年度）

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国71か所（令和3年度）

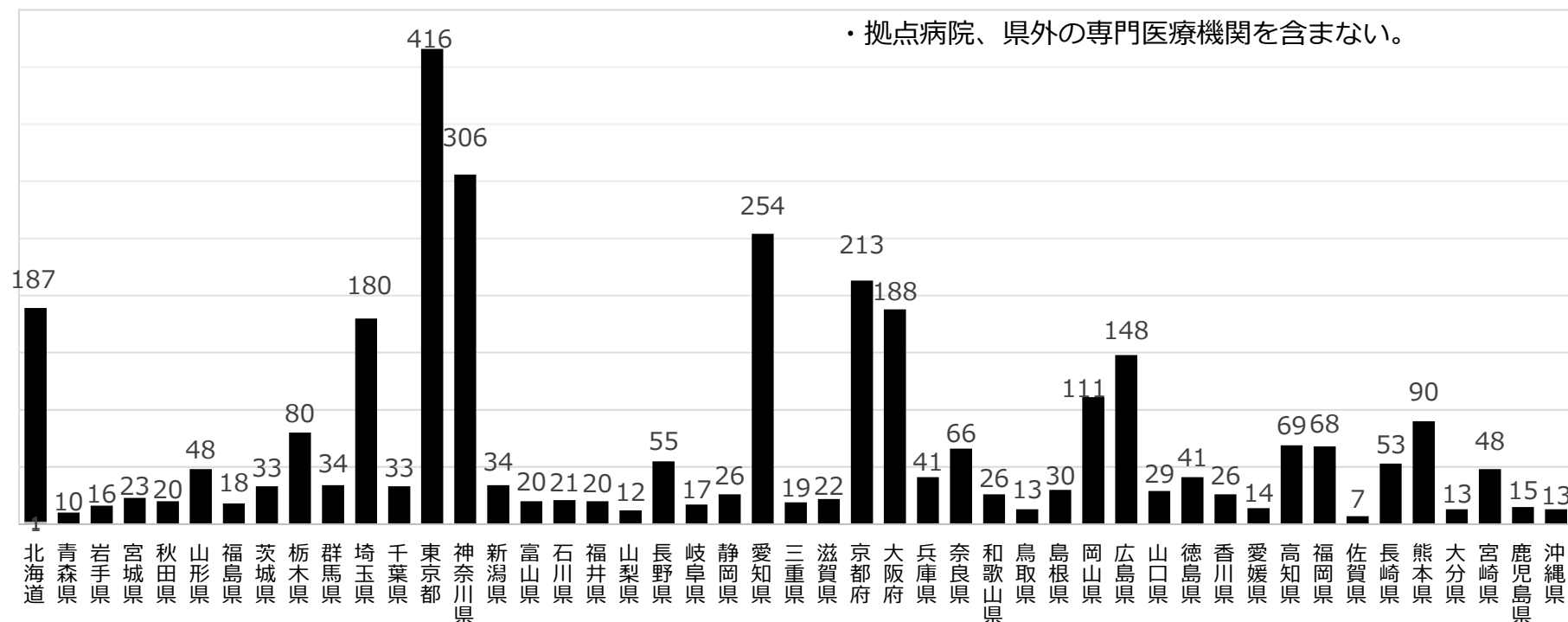
○ 71か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置

○ 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

北海道（3）	秋田県（2）	茨城県（2）	栃木県（2）	東京都（2）
神奈川県（5）	富山県（2）	静岡県（2）	愛知県（4）	滋賀県（2）
京都府（2）	大阪府（5）	和歌山県（2）	広島県（2）	香川県（2）

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,226か所（令和3年度）※令和2年度は3,140か所

・ 拠点病院、県外の専門医療機関を含まない。



肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（令和3年度）

○令和3年度は、47都道府県全ての専門医療機関が指定要件を満たした。

	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている				
			厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を満たしているかを 定期的に把握	要件を満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	45 (45)	2 (2)	22(21)	25 (26)

		都道府県
全ての要件を満たしている		47 (43)
満た してい ない 医 療 機 関 が あ る	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	0 (0)
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	0 (0)
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	0 (0)
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	0 (2)
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	0 (4)
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	0 (2)

（上記①～⑥のうち①～③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。） ※括弧内は令和2年度

肝炎対策に係る意見交換会の実施

肝炎対策基本指針（令和4年3月7日改正）

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項 （3） 地域の実情に応じた肝炎対策の推進 抜粋

国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎対策に係る課題の把握や肝がん事業の助成実績の向上に向けた対応を検討するため、関係者との意見交換会を実施

① 石川県開催（令和3年12月21日）

- 出席者
肝炎対策推進室、石川県庁、金沢大学附属病院(拠点病院)
米澤敦子氏、及川綾子氏、江口有一郎氏
- 議 題
 - (1) 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業について
 - (2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - (3) 肝炎医療コーディネーターについて
 - (4) 石川県の肝炎対策に係る主な計画の目標について
 - (5) 患者の立場から
 - (6) その他

② 埼玉県開催（令和4年6月28日）

- 出席者
肝炎対策推進室、肝炎情報センター、埼玉県庁、
埼玉医科大学病院（拠点病院）、江口有一郎氏
- 議 題
 - (1) 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業（初回精密検査、定期検査）について
 - (2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - (3) 肝炎医療コーディネーターについて
 - (4) 埼玉県の肝炎対策に係る主な計画の目標について
 - (5) その他

③ 佐賀県開催（令和4年9月20日）

- 出席者
厚生労働省 健康行政特別参与 杉 良太郎氏、肝炎対策推進室、
佐賀県庁、佐賀大学 肝疾患センター、佐賀県医師会、
佐賀県肝癌対策医会、江口有一郎氏、米澤 敦子氏 他
- 議 題
 - (1) 佐賀県におけるこれまでの肝炎対策
 - (2) 肝炎医療コーディネーターについて
 - (3) 患者会との連携
 - (4) 非肝臓専門医との連携
 - (5) 新たな肝がんの原因
 - (6) 今後の対策等



3. 重症化予防の推進

肝炎の進行と対策のイメージ

感染

10~40年

無症候



慢性肝炎



肝硬変



肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性の場合

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性の場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

重症化予防対策

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B型

C型

核酸アナログ製剤治療

B型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療

C型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費3ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

（分子標的薬を用いた化学療法に限る）

障害認定（肝硬変）／自立支援医療（移植のみ）
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

一般施策

特措法対象者

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体が実施する肝炎ウイルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

＜フォローアップ方法＞

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



肝炎治療特別促進事業
（医療費助成）

治療対象



肝炎ウイルス検査結果の適切な説明の実施促進

●「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について（通知）平成26年4月23日健疾発0423第1号）」

肝炎ウイルス検査体制の整備、受検勧奨および普及啓発を効果的に推進するため、肝炎ウイルス検査の検査目的や検査結果に関わらず、受検者自身が検査結果を正しく認識できるよう医療提供者が適切な説明を行うことについて改めて御理解いただき、貴団体の会員への周知方をお願いいたします。

●「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年6月30日改正）

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

（2）今後取組が必要な事項について

カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。

医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。

※患者団体の意見を踏まえ規定。

●「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 平成30年3月5日保医発0305第1号」

B001-4 手術前医学管理料 1,192点

（1）手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「L002」硬膜外麻酔、区分番号「L004」脊椎麻酔若しくは区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。

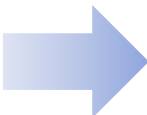
※本管理料に肝炎ウイルス検査は包括されている

（2）～（7） 略

（8） 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

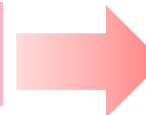
平成30年度の診療報酬改定で追記された部分

肝炎ウイルス
陽性



適切な肝炎治療
及び経過観察を促す

肝炎ウイルス
陰性



不要な肝炎ウイルス検査の
重複受検を抑制する

※肝炎ウイルスは、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがある。

肝炎ウイルス検査結果の適切な説明の確実な実施

令和4年度診療報酬改定内容

A400 短期滞在手術等基本料

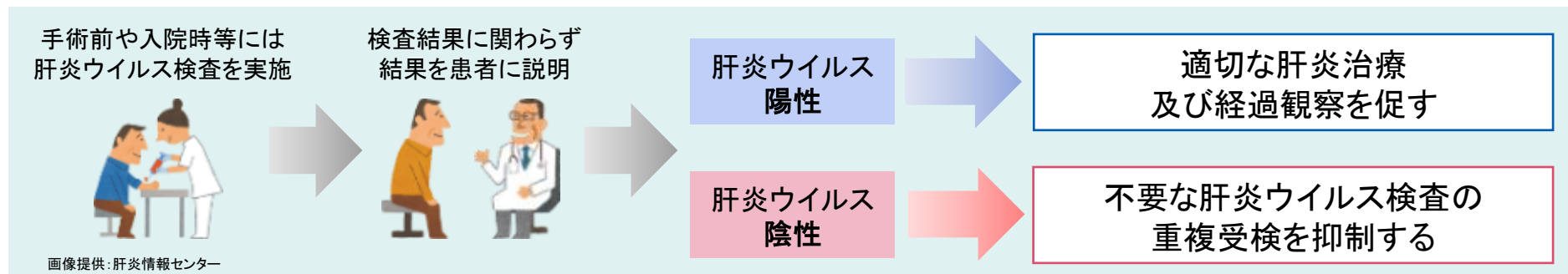
※本基本料に肝炎ウイルス関連検査は包括されている

(1) 短期滞在手術等基本料は、短期滞在手術等(日帰り及び4泊5日入院による手術、検査及び放射線治療)を行うための環境及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価したものであり、次に定める要件を満たしている場合に限り算定できる。

(2)～(14) 略

(15) 本基本料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合を含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

※令和4年度診療報酬改定で追記



※肝炎ウイルスは、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがある。

関係団体に対して、手術前検査結果説明及び受検・受診勧奨について今年3月通知

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼 令和5年3月9日健が発0309第1号)」

4. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始、令和3年4月見直し）

【助成対象】

- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	
			15,000円

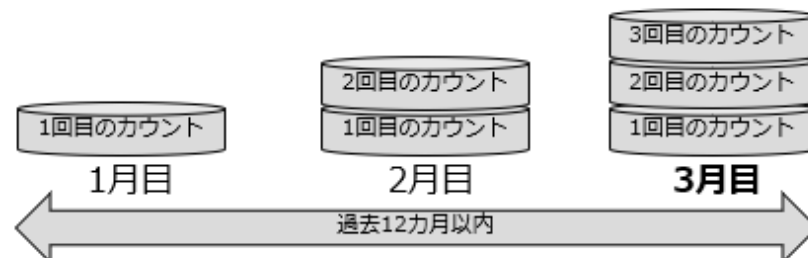
※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
末まで配慮措置あり

- ✓ 入院医療

外来医療（分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬、肝動注化学療法など）

令和5年度から外来医療に
「粒子線治療」を追加。

- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



【令和3年4月の見直し内容】

- ・ 外来医療を対象に追加
- ・ 助成開始の対象月数を4月から3月に短縮

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績（暫定値）

- 令和2年度と比較して、令和3年度の助成件数は約3倍に増加
- 令和3年度の助成件数のうち、約半数は外来医療への助成

- 令和3年度末までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和5年1月31日現在で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

（件）

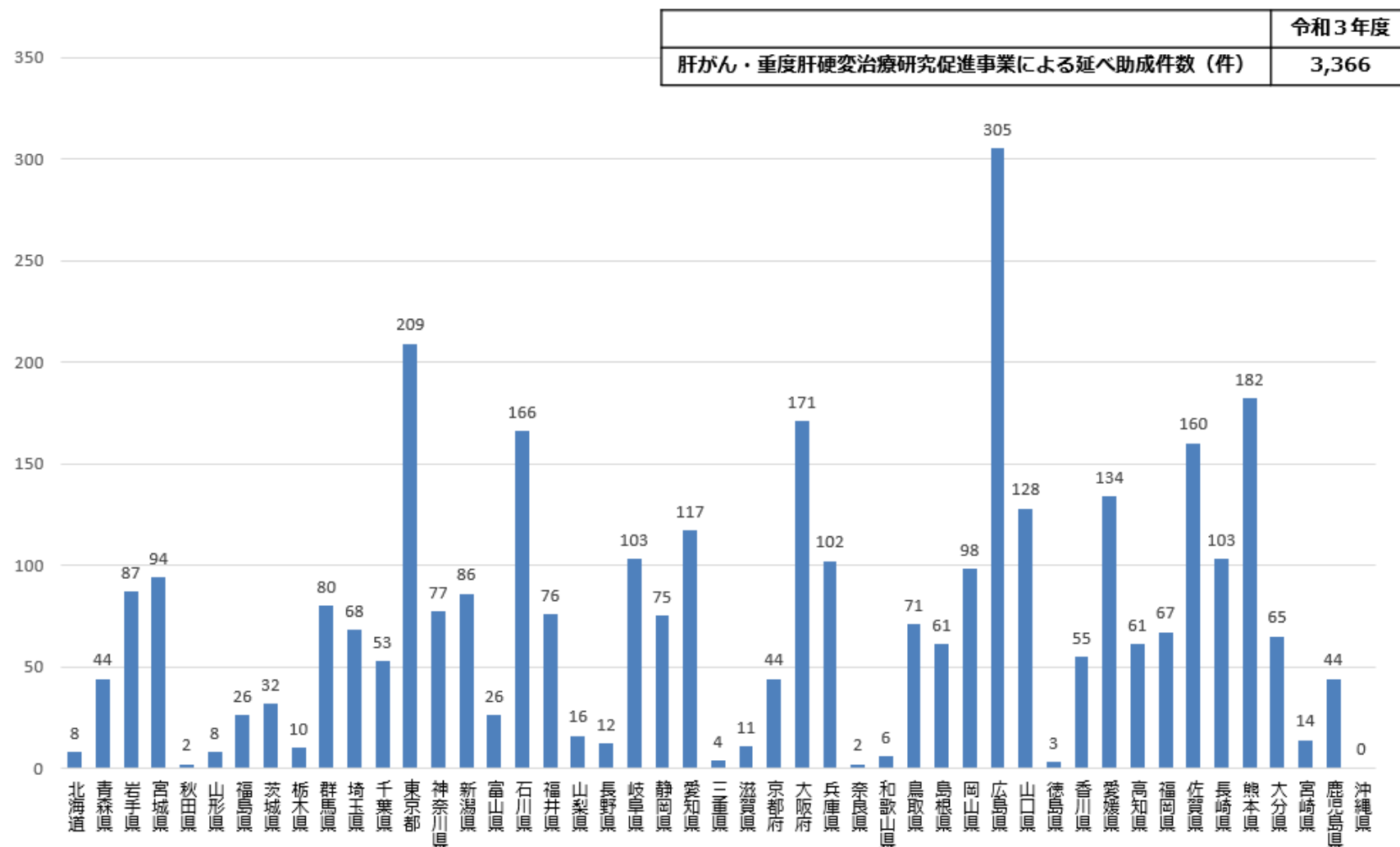
年月	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度												
				R3計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	19	38	71	93	84	101	81	79	83	69	62	68
助成件数	170	859	971	3,366	155	177	210	245	264	324	313	344	357	332	319	326
うち外来の助成件数				1,778	47	73	109	117	141	174	177	205	192	180	175	188

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。

※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年3月までの実績。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（令和３年度）



※都道府県からの実績報告を基に、令和５年１月３１日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

肝疾患診療連携拠点病院における取組の工夫

令和3年度実績の特徴

- 令和3年度の助成件数のうち、約半数は肝疾患診療連携拠点病院（拠点病院）での実績。
- 拠点病院間の実績の差が大きく、都道府県別の助成実績は、拠点病院の実績に左右される傾向。
 - 令和3年度の助成件数が多かった都道府県（令和4年10月21日現在の暫定値）：
広島県、東京都、熊本県、大阪府、石川県、佐賀県、愛媛県、山口県、愛知県、長崎県
 - 令和3年度の助成件数が多かった拠点病院（令和4年8月調べ）：
広島大学病院、熊本大学病院、武蔵野赤十字病院、金沢大学附属病院、福山市民病院、
岩手医科大学附属病院、福井県済生会病院、佐賀大学医学部附属病院、新潟大学医歯学総合病院、
大阪公立大学医学部附属病院、高知大学医学部附属病院
- 拠点病院以外の指定医療機関における取組が進んでいない。

実績が増えている拠点病院に共通する取組

本事業の利用実績が増えている拠点病院においては、次のような取組が見られる。

- 病院内の医療関係者・医事課への制度の周知が十分されている。また、患者に向けた制度の周知も進んでいる。
 - 医療従事者、医事課、肝疾患相談支援センター、肝炎医療コーディネーターらがそれぞれの役割を分担して連携し、対象患者の抽出から情報提供、申請サポート、申請後のフォローアップの仕組みを構築している。
- ⇒ 好事例の横展開等により、医療機関の取組を引き続き支援していく。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん外来医療の対象

令和3年4月より肝がん外来関係医療（※）についても事業の対象とした。

※「肝がん外来関係医療」とは、肝がん外来医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料、その他当該医療に係る外来医療で保険適用となっているもの

○ 分子標的薬、免疫チェックポイント

分子標的治療薬：

ソラフェニブ（ネクサバル）、レンバチニブ（レンビマ）、レゴラフェニブ（スチバーガ）等

免疫チェックポイント阻害薬：

アテゾリズマブ（テセントリク）、トレメリムマブ（イジユド）、デュルバルマブ（イミフィンジ）

○ 肝動注化学療法 フルオロウラシル、シスプラチン等

○ 粒子線治療 陽子線治療、重粒子線治療

○ その他の医療行為

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のポスター等

ポスター



B型・C型
肝炎ウイルス
が原因の
肝がん・重度肝硬変の
医療費は、
助成が受けられます。

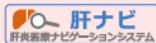


治療3月目から
**入院も
通院も** **自己負担** **月1万円**

医療費の助成には下記の条件があります

- 1 肝がん・重度肝硬変で入院又は通院**
肝がん・重度肝硬変で入院又は通院され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であることが条件となります。入院又は通院をされたら、まずお住まいの都道府県又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記録してもらってください。
- 2 一定額以上を窓口で負担**
入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。
- 3 参加者証の取得**
条件1.2を満たした方が、過去12月22日までの間に、指定医療機関（入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に指定されている）に「参加者証（個人票）」を記載してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。
- 4 医療費の助成**
条件1.2を満たした上で、過去12月22日以前に指定医療機関の基準額を超える入院医療費又は通院医療費を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

肝臓情報センター「Hepato-Net」システムの「肝ナビ」から全国の指定医療機関を検索できます。



申請については都道府県、医療機関にご相談ください

リーフレット



B型・C型
肝炎ウイルス
が原因の
肝がん・重度肝硬変の
医療費は、
助成が受けられます。



治療3月目から
**入院も
通院も** **自己負担** **月1万円**

医療費の助成には下記の条件があります

- 1 肝がん・重度肝硬変で入院又は通院**
肝がん・重度肝硬変で入院又は通院され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であることが条件となります。入院又は通院をされたら、まずお住まいの都道府県又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記録してもらってください。
- 2 一定額以上を窓口で負担**
入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。
- 3 参加者証の取得**
条件1.2を満たした方が、過去12月22日までの間に、指定医療機関（入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に指定されている）に「参加者証（個人票）」を記載してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。
- 4 医療費の助成**
条件1.2を満たした上で、過去12月22日以前に指定医療機関の基準額を超える入院医療費又は通院医療費を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

申請については都道府県、医療機関にご相談ください

「参加者証」の申請に必要な書類

チェックリスト

申請に必要な書類は、年齢によって変わります。
まず最初に申請される方の年齢を下記よりお選びください。

1 請される方が70歳未満の場合

- 床調査個人票と同意書
- 請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- 医療適用認定証又は医療適用・標準負担額減額認定証の写し
- 請される方の住民票の写し
- 医療記録票の写し

2 請される方が70歳以上75歳未満の場合

- 床調査個人票と同意書
- 請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
- 医療適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- 請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書（所得区分が「一般」にあたる者）
- 請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- 医療記録票の写し

3 請される方が75歳以上の場合

- 床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
- ☐ 医療適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- ☐ 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書（所得区分が「一般」にあたる者）
- ☐ 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- ☐ 医療記録票の写し

記載している書類は一般的なものとなりますので、あらかじめお住まいの都道府県にご確認ください。

肝臓情報センター「Hepato-Net」システムの「肝ナビ」から全国の指定医療機関を検索できます。



肝炎ウイルス検査の受検、受診及び受療の促進に係る周知

地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているところであるが、依然として・・・

- ✓ 肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、
 - ✓ 精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、
- 肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く、より丁寧な普及啓発を行う必要。

肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するための周知を行う。

(表 【周知用リーフレット(厚生労働省作成)】 (裏



【京都府の事例(マンガによる周知)】



肝炎ウイルスの感染経路や肝炎の基礎的知識、陽性であった場合の支援制度についても触れ、肝炎ウイルス検査受検や適切な受診について、わかりやすく伝えている。

京都府HP

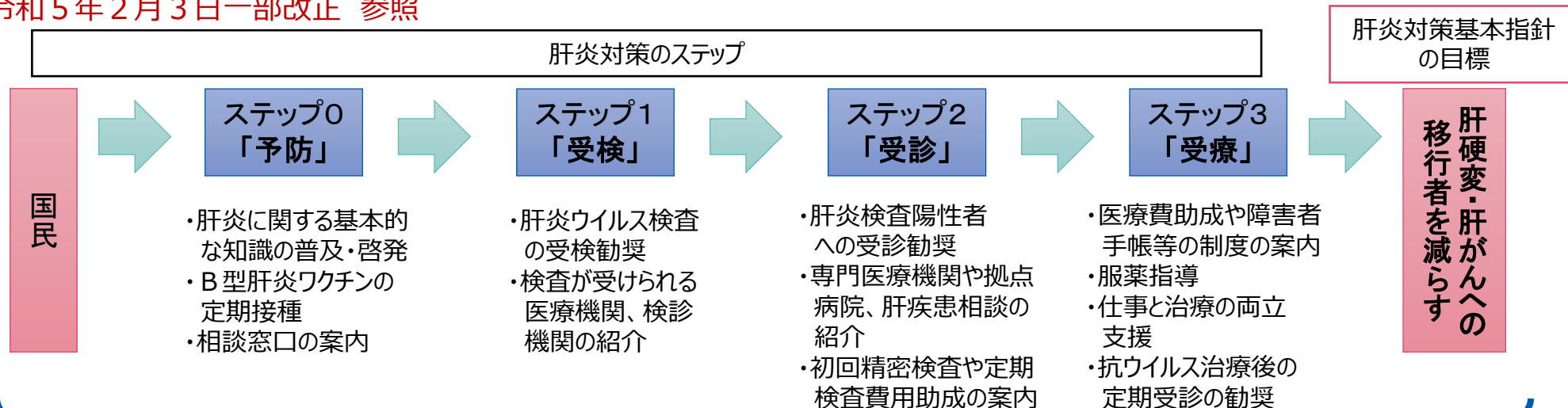
URL:<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/documents/kanenmanga.pdf>

※三つ折りにし、ページが開くにつれて情報が展開。

5. 肝炎医療コーディネーターについて

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）参照
令和5年2月3日一部改正 参照



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

6. 国民に対する正しい知識の普及

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

知って、肝炎

概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

（※）基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用） | 6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート） |
| 3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施） | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（全ての国民が一度は受検する必要がある『**肝炎ウイルス検査**』の積極推進）

政策課題解決型の戦略的広報の展開

【令和4年度の主な活動】

（1）全体イベントの実施

- ・7/25「知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2022」開催

（2）自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・京都府・徳島県・愛媛県・熊本市・岡崎市における積極的広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施
[41都道府県、37市町村、5団体を訪問（令和5年6月時点）]
（平成26年からの累計）

（3）情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

（4）その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

【知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等】

（健康行政特別参与）杉 良太郎 （肝炎対策特別大使）伍代 夏子 （肝炎対策広報大使）徳光 和夫
（スペシャルサポーター）

朝日奈央、石川ひとみ、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE TRIBE、SKE48、STU48、NMB48、NGT48、小橋 建太、コロッケ、島谷 ひとみ、清水 宏保、瀬川 瑛子、高島 礼子、高橋 みなみ、乃木坂46、野呂佳代、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二

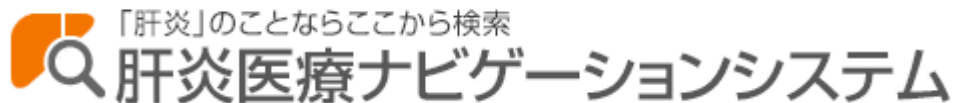
※五十音順（敬称略） 令和5年6月時点

知って、肝炎プロジェクト 都道府県表敬訪問実績

41都道府県、37市町村、5団体を訪問 (令和5年6月現在)

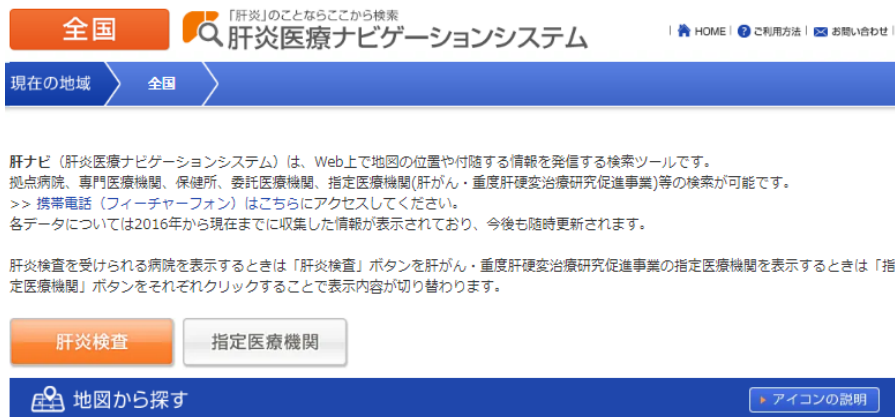


肝炎医療ナビゲーションシステム

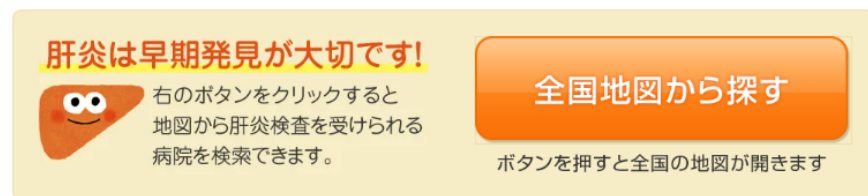


肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム

- － 肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能



- ✓ 「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのか分かる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用



※ 指定医療機関の掲載情報に変更が生じた際は都道府県までご一報下さい。
検査施設のデータの更新についても、ご協力をお願い致します。



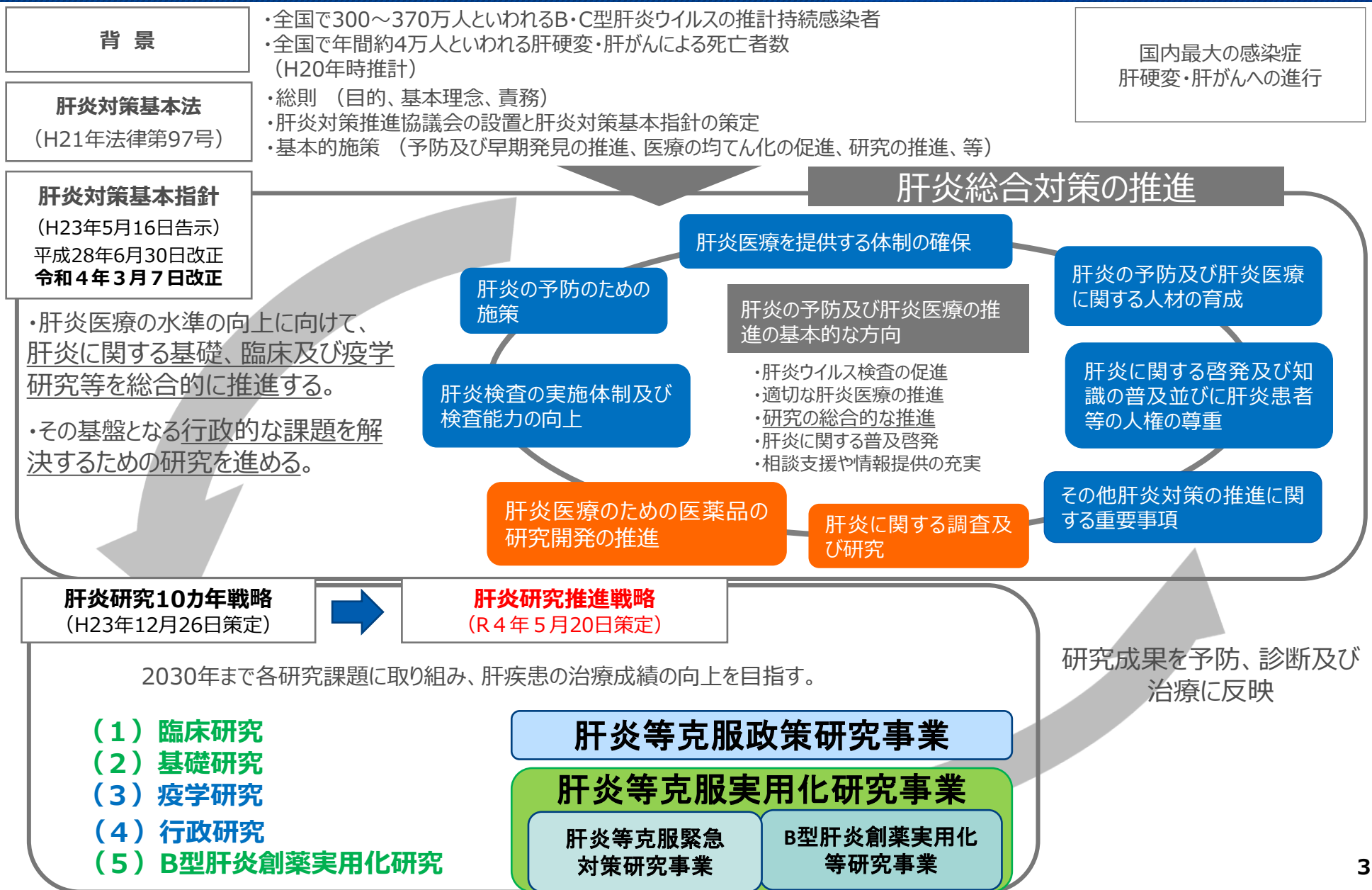
7. 研究開発

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝炎対策における研究事業の位置付けについて



肝炎研究推進戦略

【背景】

- 「肝炎研究10カ年戦略」により肝炎患者数減少や、肝炎治療実績の改善を認めたが、依然として課題が残されていることから研究の更なる推進の必要性があるとし、令和4年に「肝炎研究推進戦略」として再度取りまとめられた。
- 世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、令和4年度からの肝炎研究の方向性を提示。

【戦略目標】

- ① B型肝炎
核酸アナログ製剤治療による累積5年HBs抗原陰性化率を現状の約3%から5%まで改善。
- ② C型肝炎
C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約95%以上から100%まで改善。
C型非代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約92%から約95%まで改善。
- ③ 非代償性肝硬変
2年生存率をChild Pugh Bについては現状の約70%から約80%,
Child Pugh Cについては現状の約45%から約55%まで改善。
- ④ 肝がん
年齢調整罹患率を現状の約13%から約7%まで改善。

現在実施中の研究一覧

肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
一般	R3	R5	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究
指定	R3	R5	四柳 宏	東京大学医科学研究所先端医療研究センター	オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究
一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 eliminationに向けた方策の確立に資する疫学研究
指定	R5	R7	小池 和彦	東京大学 医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
一般	R5	R7	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・肝炎免疫研究センター	肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究
指定	R5	R7	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・肝炎免疫研究センター	指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究
指定	R5	R7	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R5	R7	江口 有一郎	医療法人 ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究
指定	R5	R7	八橋 弘	長崎医療センター	様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究

研究の推進（肝炎等克服実用化研究事業）

肝炎等克服緊急対策研究事業(56課題)

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロンフリー治療不成功後の薬剤耐性
- ・インターフェロンフリー治療後の長期予後、発がん 等

肝硬変

- ・線維化を改善させる根本的な治療薬・治療法がない
- ・重症度別の長期予後が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序が不明でありその防止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- ・肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明

R4年度からの新規研究内容

- ・HBs抗原消失率の向上を目指した治療に資する研究（B型肝炎）
- ・B型肝炎の個別化医療を目指したゲノム解析に関する研究と肝炎データストレージの充実（B型肝炎）
- ・免疫学的手法を用いたC型肝炎治療の新たな展開に関する研究（C型肝炎）
- ・C型肝炎ウイルス感染症治療後の肝発がん機構を含む病態変化の解明と肝発がん予防に関する研究（C型肝炎）
- ・C型非代償性肝硬変まで含めたインターフェロンフリー治療後の生命予後に関する研究（C型肝炎）
- ・革新的技術を用いた抗線維化療法の開発に関する研究（肝硬変）
- ・脂肪肝炎を背景とする代謝関連肝がん発生の病態解明に関する研究（肝がん・その他）
- ・慢性炎症を背景とした肝発がん、再発に至る機序の解明と再発の予防および治療法の開発に関する研究（肝がん）
- ・肝疾患に伴う栄養・代謝・免疫・運動機能低下等の機序解明に関する研究（肝硬変・その他）
- ・肝炎ウイルスの感染サイクルと病原性発現の機序解明に関する基盤的研究（基礎研究・その他）
- ・肝疾患領域(B型肝炎を除く)における新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究（基礎研究・その他）

B型肝炎創薬実用化等研究事業(24課題)

課題:B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要がある、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

R4～R6年度

- ・ウイルス生態の解明に資する研究
- ・ウイルスの感染・増殖に関わる宿主防御機構の解析に資する研究
- ・ウイルス持続感染実験モデルを用いた病態解明及び新しい治療法の開発に資する研究
- ・新規治療薬シーズの探索に資する研究
- ・新規技術を用いた根治を目指す治療法の開発に資する研究
- ・実用化に向けたB型肝炎治療法の開発に資する研究

○基盤技術の更なる進展

- ・ウイルスの感染複製機構の解析、宿主感染防御系の解析
- ・効率かつ再現性の優れた実験系への改良

○候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の評価・最適化

○前臨床試験の実施

1件の
企業導出
又は
臨床試験の開始

8. 教育・啓発・人権の尊重

ひと、くらし、みらいのために

肝炎に関する情報発信（教育、啓発）の取組

医療関係職種の養成所・養成施設における B 型肝炎教育の推進

感染拡大防止と偏見差別防止のための B 型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育の実施と、患者講義を授業に取り入れるといった教育の工夫について、看護師等の医療関係職種の養成所・養成施設に対して周知するよう、平成 29 年 10 月 30 日に厚生労働省医政局及び健康局担当課から都道府県宛に事務連絡を発出した。

日本肝臓学会及び学会会員との連携した周知、啓発

日本肝臓学会及び学会会員との連携を強化し、肝炎対策等の周知への協力依頼の事務連絡を平成 30 年 2 月 7 日に発出した。

青少年のための教育プログラム

平成 24～25 年度に実施された厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（慶應義塾大学加藤真吾先生）の成果を基にして、「青少年のための「初めて学ぶ肝炎」」としてリニューアルして平成 30 年 2 月 9 日に肝炎情報センターのホームページに掲載し、広く国民に学んで頂けるように取組を行っている。

B 型肝炎教育資料の開発

- ・医療従事者養成課程向けの B 型肝炎教育に関する教育資料の開発を目的とした厚生労働科学研究（大阪市立大学榎本大先生）において、平成 29 年度に正しい知識の教授及び偏見差別防止のための教育資料を開発している。令和 2 年 2 月 26 日に肝炎情報センターのホームページに教育資料を掲載し、医療従事者の知識の整理等に広く活用頂けるように取組を行っている。
- ・中学校 3 年生向けの B 型肝炎教育に関する副読本「B 型肝炎 いのちの教育」を、令和 2 年度に全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、作成。

肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止の研究

平成 29 年度より、肝炎患者等も参加した厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」（長崎医療センター八橋弘先生）を実施している。肝炎情報センターが主催する会議等の場で研究成果を発表した。

B型肝炎の教育資料

新着情報

研修会・連絡協議会

拠点病院の取り組み

一覧

2020年3月6日

厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。

2020年2月26日

B型肝炎の教育資料を掲載いたしました。

2020年2月25日

令和元年度 肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患相談支援センター関係者向け研修会（令和2年2月28日、29日）は延期いたします。

2020年2月14日

令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研修会の資料を掲載しました。

2020年1月31日

国内で実施される臨床研究（試験）の情報を検索できるサイト「臨床研究情報ポータルサイト」をリンク集に掲載しました。肝炎に関する臨床研究（試験）情報も検索できます。（外部サイトにリンクします）

2020年1月24日

令和元年度 第2回 連絡協議会及び医師・責任者向け研修会を開催しました。

2019年12月17日

厚生労働省事務連絡「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び実務上取扱いの改正について（運用の弾力化に伴うもの）」を掲載しました。

2019年12月13日

「肝疾患診療連携拠点病院の現状と課題—肝炎情報センターによる拠点病院活動調査結果から」をプレスリリースいたしました。（外部サイトにリンクします）

2019年11月13日

肝疾患診療連携拠点病院の現状調査報告結果が更新されました。平成21年度～平成30年度分が掲載されています。

2019年10月29日

厚生労働省事務連絡「令和元年台風第19号に伴う大雨による災害による被災者に

肝炎情報センター facebook

知って、肝炎

肝ナビ

肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省

肝疾患診療連携拠点病院の現状調査結果

B型肝炎の教育資料

肝炎体操

情報発信サポートツール

イラストダウンロード

肝疾患に関する資料

の「肝炎」



医療従事者養成課程の方を対象とした、最低限知っておきたい知識
(診断・治療・感染予防・差別/偏見) について整理することを目的とした教育資料

B型肝炎の教育資料

これだけは知っておきたい B型肝炎ガイド

B型肝炎ウイルス感染者は世界で約2億4000万人、日本で約110万～140万人と推定され、世界最大級の感染症とも言われています。その病態は複雑で診断・治療は専門医が担当することが多いですが、一般医療従事者もB型肝炎の患者さんをケアする機会は日常的に少なくないと思われます。

本書「これだけは知っておきたいB型肝炎ガイド」は医療従事者の養成課程の方々を対象に、最低限知っておいていただきたい知識の整理に役立てていただくことを意図して作られました。診断・治療のみならず、感染予防や差別・偏見の防止の教育も目的としています。

このガイドが皆様の知識の整理と、患者さんのより良いケアにつながることを願っています。

○ 医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 医学生/医師・歯学生/歯科医師向け（PDF：9.3MB）



○ 看護士向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 看護学生・看護師・歯科衛生士向け（PDF：9.3MB）



○ 検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け（PDF：9.4MB）



B型肝炎の副読本作成

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



肝炎ウィルス検査マップ
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



年 組



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



(※) 令和2年度に、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成。

B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返さないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



- ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
- ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人いたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
- ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
- ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
- ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。



患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまでに講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【授業の流れ(例)】時間50分

【導入】5分

B型肝炎とはどんな病気なのか、感染後の症状の進行など、B型肝炎の基礎知識を知る。

【展開Ⅰ】10分

集団予防接種によるB型肝炎感染被害の歴史、B型肝炎訴訟のあゆみ、どのような過程により被害者の救済が進められてきたのかを知る。

【展開Ⅱ】20分

肝炎患者や遺族の体験談を聞き、被害の実態を知る。被害者の声について、印象的な部分や、印象に残った理由を班やグループ内で発表する。

【展開Ⅲ】10分

感染症を防止し、偏見を持たず、差別をしないために、B型肝炎についての正しい知識を知る。

【まとめ】5分

二度と同じ被害を繰り返さないために、社会の一員として何が出来るのかを考え、発表する。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



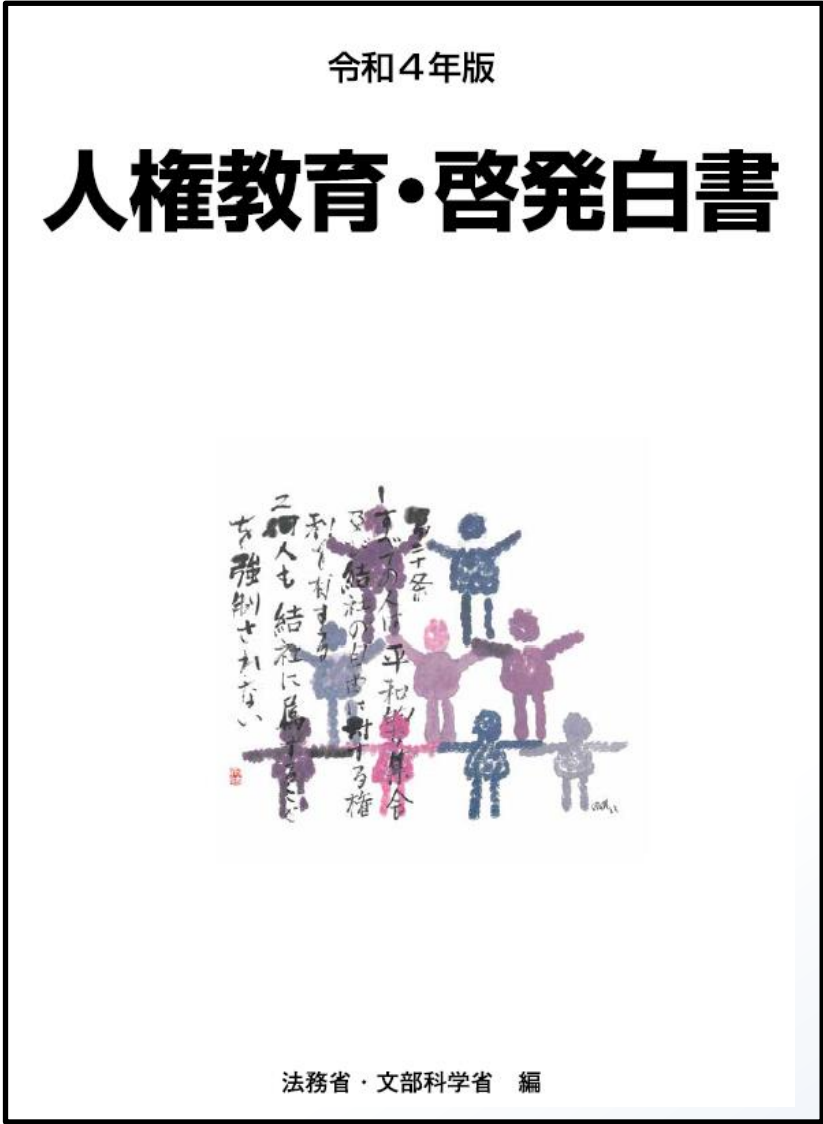
お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111(内線2101)
FAX:03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。



(2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、さらに、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。

ア 厚生労働省では、7月28日を日本肝炎デーと定め、この日を中心に国や地方自治体などで様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和3年7月29日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト世界・日本肝炎デー2021」を開催した。同プロジェクトにおいては、都道府県知事等への表敬訪問等による普及啓発活動も、著名人の方々の協力を得て行っている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史などを学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。

イ 文部科学省では、感染者や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



知って、肝炎プロジェクト
世界・日本肝炎デー 2021



副読本
「B型肝炎 いのちの教育」

今後とも日本の肝炎対策に、
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

